

# 住居確保給付金のご案内

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ

令和4年7月1日

亀山市福祉事務所・亀山市社会福祉協議会

## 住居確保給付金とは

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、または喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、亀山市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

単身世帯の場合・・・33,400円

2人世帯の場合・・・40,000円

3～5人世帯の場合・・・43,400円

6人世帯の場合・・・47,000円

7人以上世帯の場合・・・52,100円

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長が2回まで可能\*）

支給方法：大家等へ代理納付

※令和3年2月から令和4年6月末までの間に支給を受けた方で、その支給が終了した後、**令和4年8月31日まで**の間に当該給付金の支給を申請した者で、一定の要件を満たす場合は、3ヶ月までの範囲内で支給が可能（再支給に関する特例による支給は1回限り）。

## 住居確保給付金を受けるには

申請時に以下の①～⑦（②は、「②-1及び②-2」、または「②-3及び②-4」）のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。
- ②-1 申請日において離職し、または事業を廃止した日（以下、「離職等の日」という。）から2年以内である。
- ②-2 離職等の日において、主たる生計維持者である。または、離職等の日以後に離婚等を原因として、主たる生計維持者となった者。
- ②-3 就業している個人の給与などの収入を得る機会が会社都合等で減少し、就労の状況が離職等と同程度の状況にある者。
- ②-4 申請日において、③-1の状況で、主たる生計維持者である者。
- ③ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること（収入基準額＞収入金額）。

世帯人数	基準額	家賃(月)	収入基準額	住宅扶助基準(上限)
1人	78,000円	実家賃額	基準額+実家賃額	33,400円
2人	115,000円			40,000円

3人	140,000円		43,400円
4人	175,000円		43,400円
5人	209,000円		43,400円

④ 申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居の親族の預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産	世帯人数	金融資産
1人	468,000円	3人	840,000円
2人	690,000円	4人以上世帯	1,000,000円

⑤ **ハローワーク等**※に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと（詳しくは、P7の受給の義務を参照）。

※ハローワークや地方公共団体が設ける公的な無償職業紹介の窓口（厚生労働大臣に対する通知により無料職業紹介事業を行う特定地方公共団体又は地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う職業紹介事業者（以下「ハローワーク等」という。））。

⑥ **国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）**※及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

※令和3年6月11日から令和4年8月までの間に住居確保給付金の申請をした者は、職業訓練受講給付金との併給が可能（令和3年5月以前に受給した方を除く）。

⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない。

## 住居確保給付金の支給額

### 単身世帯

住居確保給付金の支給額は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ各号に定める額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）とする。ただし、その額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく支給額とする。

(1) 申請日の属する月における申請者等の収入合計額が基準額（P1）以下の場合  
は、申請者等が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額

(2) 申請日の属する月における申請者等の収入合計額が基準額（P1）を超える場合は、当該基準額と申請者等が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額を合算した額から月の世帯の収入額を減じて得た額

## 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等の「初期費用」が必要となります。初期費用の支払いが困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社協の生活福祉資金（総合支援資金）を活用することができます。

### ※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）  
貸付期間 原則3か月  
最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内  
原則3か月

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は年1.5%

## 住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社協の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用できる場合があります。

### ※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

## 住居確保給付金の支給に必要な書類

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 本人確認書類（次のいずれか）  
運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し
- ③ 離職後2年以内の者であることが確認できる書類など  
（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者等であることが確認できる何らかの書類）

- ④ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について、収入が確認できる書類など  
 給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金証書」、その他各種福祉手帳
- ⑤ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ ハローワークの発行する「求職受付票(ハローワークカード)」等の写し

## 住居確保給付金の申請から決定まで

### 住宅を喪失している方の場合

- ◆ 住居確保給付金の支給申請
  - ・ 必要書類を添えて、申請書を社協に提出します。
  - ・ 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が配布されます。
  - ・ 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、社協に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込を行うことができます。
- ◆ 入居予定住宅の確保
  - ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください（原則として、賃貸住宅を探す範囲は亀山市内）。  
 敷金・礼金などの入居初期費用について、社協の総合支援資金（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。  
 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受け、社協に提出してください。
- ◆ ハローワーク等での求職申込み
  - ・ ハローワーク等にて求職申込を行い、求職受付票（ハローワークカード）の写しなど活動の内容の分かるものを、社協に提出してください。
- ◆ 住居確保給付金の審査
  - ・ 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
  - ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
  - ・ 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住宅確保報告書」の用紙が配布されます。

#### ◆ 総合支援資金（住宅入居費・生活支援費）の申し込み

- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、社協に「入居予定住宅に関する状況通知書（写し）」及び「住居確保給付金支給対象者証明書（写し）」を提出して、総合支援資金(住宅入居費)の借入れ申込が可能です。
- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社協に総合支援資金（生活支援費）の借入れ申込が可能です。

#### ◆ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産媒介等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。  
なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もある場合がありますのでご注意ください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込をしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを社協に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

#### ◆ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行った後、すぐに住民票の変更手続きをしてください。

#### ◆ 住居確保給付金支給の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書（写し）」及び新住所における「住民票（写し）」を添付して、「住宅確保報告書」を社協に提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」の用紙、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- 住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書（写し）」を提出してください。
- 住居確保給付金は亀山市から不動産業者等へ直接振り込まれます。  
ただし、申請者等がクレジットカードを使用する方法により賃料を支払うこととなっている場合で市長が特に必要と認めるときは、福祉事務所から申請者等の口座に振り込みます。

- ・ 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について社協の指示を受けてください。
- ・ 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書（写し）」を社協に提出し、審査が通ると、貸付決定が通知されます。

## 住宅を喪失するおそれのある方の場合

- ◆ 住居確保給付金の支給申請
  - ・ 必要書類を添えて、申請書を社協に提出します。
  - ・ 申請書（写し）の交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」及び「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の用紙が配布されます。
- ◆ 入居住宅の貸主との調整・確認書類の提出
  - ・ 不動産業者等に申請書（写し）を提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けた後、「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書（写し）を添付し、社協に提出してください。
- ◆ ハローワーク等での求職申込・確認書類の提出
  - ・ **ハローワーク等**にて求職申込を行い、求職受付票（ハローワークカード）（写し）等活動の内容の分かるものを、社協に提出してください。
- ◆ 住居確保給付金の審査・決定
  - ・ 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
  - ・ 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
  - ・ 住居確保給付金は亀山市から不動産業者等へ直接振り込まれます。  
ただし、申請者等がクレジットカードを使用する方法により賃料を支払うこととなっている場合で市長が特に必要と認めるときは、福祉事務所から申請者等の口座に振り込みます。
  - ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。
- ◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み
  - ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社協に「住居確保給付金支給決定通知書（写し）」を提出し、総合支援資金（生活支援費）の申込が可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

## 受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、ハローワーク等の利用、社協の支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行ってください。
- ① 毎月4回以上、社協の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示してハローワーク等における職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。
- ② 毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、ハローワーク等の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」にハローワーク等の担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
- ③ 週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワーク等における活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。月4回の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、社協に報告してください。
- ◆ 社協よりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練等）を受けてください。

### 【注意】

上記の求職要件（②及び③）については、当面の間、いずれも月1回に緩和される措置が講じられています。

※②月2回以上としているハローワーク等での職業相談など

※③原則、週1回の企業への応募など

## 受給中に常用就職した場合

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない、または6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を社協へ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、住居確保給付金窓口に毎月提出してください。



## 要件を満たせば延長・再延長\*が可能

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで延長することが可能です。  
(要件)・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと  
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること  
住居確保給付金の受給期間の延長、または再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金が分かる書類を準備して、社協へお越し下さい。

## 支給額が変更できる場合

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
    - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
    - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- ※社協に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった、または収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、お越しください。

## 住居確保給付金の中止

- ◆ 毎月2回以上のハローワーク等での就職相談、毎月1回以上の実施主体の支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、就職活動を怠る方については、支給を中止します(※P7 受給中の義務と同様の扱い)。
- ◆ 社協が策定したプランがある場合で、指示に従わない場合は、支給を中止する場合があります。
- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が収入基準額(※P1~2参照)を超えた場合は、その収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者(大家からの要請の場合、社協の指示による場合を除く。)については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

## 住居確保給付金の再支給

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、2度目の支給\*を受けられます。

※あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

### 現在の特例措置

※令和3年2月から令和4年6月末までの間に支給を受けた方で、その支給が終了した後、**令和4年8月31日までの間に当該給付金の支給を申請した者で、一定の要件を満たす場合は、3ヶ月までの範囲内で支給が可能（再支給に関する特例による支給は1回限り）。**

## 住居確保給付金を徴収する場合

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について亀山市が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止となります。

### お問い合わせ先

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 福祉総務グループ TEL : 0595-84-3311 FAX : 0595-82-8180	社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会 生活支援係 TEL : 0595-82-7985 FAX : 0595-83-1578
---	--